

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第9条の4第2項の
規定により知事が別に定める事項

第1 目的

この告示は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第9条の4第2項の規定に基づき、電気自動車充電設備整備基準について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語

この告示で使用する用語は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- 1 「駐車区画」とは、規則第9条の4第1項に規定する駐車施設の区画として自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）を1台駐車するために区画された空間とし、1区画の広さは、おおむね次のとおりとする。

奥行き 3.6メートル以上 7.7メートル未満

幅員 2.0メートル以上 3.0メートル未満（障害者用のためのものにあつては、3.5メートル以上）

- 2 「専用駐車区画」とは、専ら当該特定建築物の所有者又は占有者が使用するための駐車区画（当該特定建築物の所有者が特定の者に使用させるためのものを含む。）をいう。

- 3 「共用駐車区画」とは、専用駐車区画以外の駐車区画をいう。

- 4 「デマンド制御充電」とは、充電に使用する電気の容量をあらかじめ定め、当該容量を超えないよう自動的に抑制して充電する充電方法をいう。

- 5 「輪番充電」とは、充電設備において複数の電気自動車等への充電を順番に行うことで、充電に使用する電気の容量を抑制して充電する充電方法をいう。

- 6 「埋設配管等一式」とは、地中電線路の構築に必要な、埋設配管、暗きょ、ハンドホール（蓋を含む。）、電気自動車充電設備（以下「充電設備」という。）の設置のための基礎及びこれらの附属品をいう。

第3 駐車区画から除くもの

第2 1に規定する駐車施設の区画は、次に掲げる駐車区画を除くものとする。

- 1 充電設備の設置が技術上、安全上又は法令上の事由により困難であると認められる次に掲げる駐車区画（当分の間に限る。）

ア 機械式立体駐車施設の駐車区画

イ その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画

- 2 次に掲げる用途の駐車区画

- ア 販売、展示、修理等のために自動車を保管するもの
- イ 荷さばき等の駐車時間が短いもの
- ウ その他ア又はイに類する用途

第4 整備対象とする充電設備

充電設備は、電気自動車等の走行用蓄電池を充電するための次の1から3までのいずれかに掲げる設備（関係法令に適合し、及び接続する電気自動車等の充電要件を満たすものに限る。）であって、当該充電設備に附属する充電ケーブルを電気自動車等の充電口に接続し、又は電気自動車に附属する充電ケーブルを充電設備に接続するものをいう。

なお、急速充電設備を整備する場合には、当該急速充電設備の充電容量を6キロワットで除して得た値（当該数値に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を、電気自動車充電整備及び電気自動車充電設備のために使用する配管等の整備区画数とみなす。

1 普通充電設備等

ア 充電用コンセント（東京都建築物環境配慮指針（令和5年東京都告示第639号。以下「配慮指針」という。）別表第1に規定するものをいう。）

イ 普通充電設備（配慮指針別表第1に規定するものをいう。）

2 急速充電設備（配慮指針別表第1に規定するものをいう。）

3 充放電設備（電気自動車への充電及び電気自動車から建物への放電（電気供給）を行うための設備であって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。）

第5 充電設備の整備

規則第9条の4第1項各号の定めるところにより行う充電設備の整備は、次のとおり行うものとする。

1 整備区画の決定

次のアからウまでに掲げる駐車区画の区分に応じ、充電設備を整備する駐車区画（以下「整備区画」という。）を決定すること。この場合において、第7に規定する図面上の区画に番号を付し、整備区画の番号を明示するなどにより、いずれの整備区画であるかが第三者に分かるようにすること。

ア 専用駐車区画

特定建築物の駐車施設のうち、規則第9条の4第1項第1号に定めるところにより設置する充電設備を整備することとされる駐車区画の数の充電設備を設置する区画を決定すること。この場合において、1区画につき充電設備の接続口は、1箇所とすること。

イ 共用駐車区画

特定建築物の駐車施設のうち、規則第9条の4第1項第2号に定めるところによ

り充電設備を整備することとされる駐車区画の数の充電設備を設置する区画を決定すること。この場合において、1区画につき充電設備の接続口は、1箇所とすること。

ウ 用途が未定の駐車区画

駐車区画の用途が未定の場合には、用途及び区画数を仮設定すること。

2 整備する充電設備の種別の決定

1で決定した整備区画ごとに第4 1から3までに規定する充電設備のいずれを整備するか決定すること。その際、当該充電設備の電気容量についても整備区画ごとに決定すること。

3 充電方式の決定

1で決定した整備区画ごとに、充電方式を次のいずれとするか決定すること。

ア デマンド制御充電

イ 輪番充電

ウ ア及びイの組合せ充電

エ アからウまでに該当しない充電として知事が認めるもの

4 第三者による充電設備の設置

充電サービス事業者など第三者が設置する充電設備であって、次のア及びイに掲げる要件をいずれも満たすものは、特定建築主が当該特定建築物に設置したものとみなす。

ア 1に掲げる駐車区画の区分に応じ、規則第9条の4第1項各号に規定する値以上の区画に設置すること。

イ 当該特定建築主との間で、当該充電設備の設置及び充電サービスの提供について契約を締結し、又は締結予定であること。

5 電気の供給元の決定

1で決定した整備区画及び2で決定した充電設備の種別について、3で決定した充電方式を踏まえ、必要となる電気容量の合計を決定し、電気の供給元を特定建築物の受電設備とするか、その他の受電設備とするかを決定すること。その際、2で決定した充電設備の電気容量の合計及び第6に規定する充電設備の使用のために使用する配管等の整備により将来充電設備を設置する場合の充電設備の電気容量の合計を考慮した合計容量とすること。ただし、充電方式によっては、当該必要となる電気の容量の合計が、必ずしも整備した充電設備の電気容量の合計容量に合致することを要しない。

6 課金方式の決定

1から5までにより決定した事項を踏まえ、充電設備利用者に対する課金の有無を決定すること。

7 充電設備の設置等

1 から 6 までにより決定した事項を踏まえ、原則として、建築物等の新築等に係る工事が完了する日までに充電設備及びその他充電に必要な附属設備等一式を設置すること。

また、第 5 4 の第三者による充電設備の設置とする場合など、建築物等の新築等に係る工事の完了する日より充電設備の設置時期が遅くなる時には、設置時期について事前に都と協議すること。

第 6 充電設備設置のために使用する配管等の整備

規則第 9 条の 4 第 1 項各号の定めるところにより行う充電設備のために使用する配管等の整備（以下単に「配管等の整備」という。）は、将来の充電設備の追加設置に備え、次のとおり行うものとする。

1 整備区画の決定

次のアからウまでに掲げる駐車区画の区分に応じ、配管等の整備を行う区画を決定すること。この場合において、1 区画につき充電設備を設置した場合の接続口は 1 箇所とし、図上の区画に番号を付し、整備予定の区画の番号を明示するなどにより、いずれの区画が配管等の整備を行う区画であるかが第三者に分かるようにすること。

ア 専用駐車区画

特定建築物の駐車施設のうち、規則第 9 条の 4 第 1 項第 1 号に定めるところにより配管等を整備することとされる駐車区画の数の配管等を整備する区画を決定すること。

イ 共用駐車区画

特定建築物の駐車施設のうち、規則第 9 条の 4 第 1 項第 2 号に定めるところにより配管等を整備することとされる駐車区画の数の配管等を整備する区画を決定すること。

ウ 用途が未設定の駐車区画

駐車区画の用途が未定の場合には、用途及び区画数を仮設定すること。

2 整備する充電設備の種別の決定

1 で決定した整備区画について、将来充電設備を設置することを想定し、第 4 1 から 3 までに規定する充電設備のいずれを整備するかを決定すること。整備する充電設備を決定する際には、充電設備の電気容量についても整備区画ごとに決定するものとする。

3 充電方式の決定

2 で決定した整備区画について、充電方式を次のいずれとするか決定すること。

ア デマンド制御充電

イ 輪番充電

ウ ア及びイの組合せ充電

エ アからウまでに該当しない充電として知事が認めるもの

4 電気の供給元の決定

1で決定した整備区画について、将来充電設備を設置する場合に、3で決定した充電方式を踏まえ、必要となる電気容量の合計を決定し、第5-5で決定した電気の供給元となる受電設備に新たに受電容量を追加し、又は新たに特定建築物及びその敷地以外から電気を供給するかを決定すること。その際、第5で決定した充電設備の電気容量の合計及び2で決定した充電設備の種別の電気容量の合計を考慮した合計容量とすること。ただし、充電方式によっては、当該必要となる電気容量の合計が必ずしも当該合計容量に合致することを要しない。

5 配管等の整備等

1から4までにより決定した事項を踏まえ、特定建築物の受電設備から電気を供給する場合にあっては当該特定建築物から2で決定した整備区画まで、その他の受電設備から電気を供給する場合にあっては当該受電設備の設置場所から2で決定した整備区画まで、当該特定建築物の敷地内に地中電線路の構築を予定する場合にあっては当該電線路のルートに必要な埋設配管等一式（充電用の電線等は除く。）を、当該特定建築物の敷地内に架空電線路の構築を予定する場合にあっては当該電線路のルートに必要な支持物（ケーブル、メッセンジャーワイヤー等は除く。）を、原則として、建築物等の新築等に係る工事が完了する日までに整備すること。

また、第5-4の第三者による充電設備の設置とする場合など、建築物等の新築等に係る工事の完了する日より配管等の整備等の時期が遅くなる場合には、整備時期について事前に都と協議すること。

第7 提出書類

規則第10条第3項第3号に規定する書類のうち、条例第21条第8号の定めるところにより電気自動車充電設備設置基準への適合のための内容を示すものは、電気自動車充電設備整備計画書（別記様式）及びその状況を示す図面とする。